

令和 2 (2020) 年度
栃木県合同輸血療法委員会

栃木県保健福祉部薬務課

会 議 次 第

1 議 題

- (1) 委員長の選出について
- (2) 血液製剤使用の適正化推進講演会について
- (3) 輸血療法の手引きの改定について
- (4) 令和3(2021)血液製剤使用の適正化に関するアンケートについて

2 報告事項

- (1) 本県の献血及び血液製剤の供給状況について
 - ① 献血及び血液製剤の供給状況
 - ② 県内供給実績上位15病院における血液製剤の供給状況
- (2) 栃木県合同輸血療法委員会設置要綱の改定について

資 料

資料1

- 栃木県合同輸血療法委員会委員名簿…………… P 1
- 栃木県合同輸血療法委員会設置要綱…………… P 2
- 令和2(2020)年度血液製剤使用の適正化推進講演会について…………… P 3

資料2

輸血療法の手引きの改定について

資料3

- 血液製剤使用の適正化に関するアンケート調査に対する意見
- 栃木県血液製剤使用の適正化に関するアンケート(案)

資料4

- 令和元(2019)年度及び令和2(2020)年度献血・供給状況…………… P 1
- 献血者数・献血量及び血液製剤供給数の推移…………… P 2～5
- 県内供給実績上位15病院における血液製剤の供給状況…………… P 6～7

資料5

栃木県合同輸血療法委員会設置要綱新旧対照表

参 考 資 料

- 1. 輸血療法の実施に関する指針新旧対照表
- 2. 輸血療法の実施に関する指針(令和2年3月一部改正)

栃木県合同輸血療法委員会委員名簿

1 委員

〔任期:令和2(2020)年1月1日～令和3(2021)年12月31日〕

No.	所 属	委 員 名	役 職 等	委員長の 選出(案)
1	一般社団法人 栃木県医師会	白石 悟	常任理事	○
2	足利赤十字病院	半谷 圭一郎	第三麻酔科部長	
3	独立行政法人地域医療機能推進機構うつのみや病院	篠原 晴美	臨床検査技師	
4	那須赤十字病院	竹内 大作	整形外科部長	
5	地方独立行政法人 新小山市市民病院	鈴木 茂秀	診療部内科総合診療科部長	
6	上都賀総合病院	知久 毅	副院長	
7	済生会宇都宮病院	増田 義洋	血液・リウマチ科 主任診療科長	
8	佐野厚生総合病院	池田 謙	外科主任部長・外科系診療部長	
9	国際医療福祉大学病院	吉田 明	血液内科部長・医学部教授	
10	自治医科大学附属病院	藤原 慎一郎	輸血・細胞移植部 教授	
11	一般財団法人とちぎメディカルセンターしもつがとちぎメディカルセンターしもつが	近藤 悟	外科主任医長	
12	独立行政法人国立病院機構宇都宮病院	増田 典弘	統括診療部長	
13	独立行政法人国立病院機構栃木医療センター	畠山 直樹	外来診療部長	
14	地方独立行政法人栃木県立がんセンター	松下 尚之	食道胃外科 科長	
15	獨協医科大学病院	三谷 絹子	内科学(血液・腫瘍) 教授輸血部 部長	
16	芳賀赤十字病院	松山 智洋	院長補佐兼血液科部長	
17	栃木県赤十字血液センター	永井 正	所長	

2 事務局

No.	所属・職名	氏 名	備 考
1	保健福祉部長	海老名 英治	
2	薬務課長	加藤 治	
3	薬務課温泉・薬物対策担当課長補佐	秋田 光洋	
4	” 主査	平手 雅子	
5	栃木県赤十字血液センター学術情報・供給課長	葉山 貴史	
6	” 学術係長	落合 直美	

栃木県合同輸血療法委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は栃木県合同輸血療法委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は栃木県内における血液製剤の安全かつ適正な使用を目指し、もって輸血療法の向上を目的とする。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医療機関における血液製剤の管理体制及び適正使用の把握
- (2) 医療機関における血液製剤の適正使用に関する課題の整理及び検討
- (3) 血液製剤の使用のあり方についての医療関係者への普及啓発
- (4) その他必要な事業

(組織)

第4条 委員会は次に掲げる者をもって組織し、知事が委嘱するものとする。なお、委員の任期は3年とし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (1) 県内主要医療機関の輸血療法委員会委員長等
- (2) 医師会の代表者
- (3) 血液事業の関係者
- (4) その他必要と認められる者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。なお、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、栃木県保健福祉部薬務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年10月30日から実施する。

附 則

この要綱は平成26年10月31日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年10月30日から実施する。
- 2 この要綱適用の際現に委員に委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。